

最終処分場は「受け入れられない」と意見を述べた地域の問題

さらに、領家地区がごみ処理施設建設予定地として「決定」されてから、領家町内会の総意として「最終処分場の設置については、領家町内会として協力が出来ない」との主旨で、平成十九年八月十三日付けで「ゴミ処理センター建設について」と題する申し入れの文書が提出されています。

このことについては、結果として平成二十年一月十日まで四回にわたり「最終処分場は、引き受けることができない」との申し入れが続いています。

特に、平成十九年十一月十二

日の二回目の「申し入れ」については「町内会員が、最終処分場は含まれないものと認識し、錯誤状態のままに決議したこと」

を述べ、「ごみ処理施設の内容を理解しないままに、建設推進へ向かっているとの感を持つ」とされています。そして、四回目の申し入れでは、「ごみ処理センターの適地選定にあたり、地元町内会の理解状況をどのようにして調査・選定したのか」と、問いかけまでされています。

この「四回の申し入れ」という行為は、「領家町内で公募案件の周知があまりできていなかった」という事実を明確に物語っていると言わなくてはなりません。

桑山市長と領家町内会との「覚え書き」について



み処理施設建設の受け入れを了解する「こと」になります。

この平成二十年二月というのは、本来の「申請書類の完備」の時期が、町内会総会の開催の平成十九年一月末日であった「公募の条件」から見て、一年を経過してから領家町内会では「受け入れを決めた」と解釈できるものであり、「申請書類にミス・大きな間違いがある」との委員会が指摘している一つの課題になっているものです。

こうした四回にわたる「申し入れ」の結果として、平成二十年二月十日に、領家町内会臨時総会が行われ「別途覚え書きを取り交わす。施設の配置は別途協議する」などを条件として「こ

として、平成二十年五月二十七日に「主灰、飛灰を領家には捨てない」との「覚え書き」を、市長は内密に領家町内会と結んでいました。この覚え書きにつ